

議案第11号

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成30年2月27日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

国民健康保険法の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

西脇市国民健康保険税条例（平成17年西脇市条例第 107号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「及び資産割額」を削り、「54万円」を「58万円」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「及び資産割額」を削る。

第 3 条第 1 項中「100分の7.9」を「100分の6.93」に改める。

第 4 条を次のように改める。

第 4 条 削除

第 5 条中「26,000円」を「28,000円」に改める。

第 6 条第 1 号中「25,000円」を「19,700円」に改め、同条第 2 号中「12,500円」を「9,850円」に改め、同条第 3 号中「18,750円」を「14,775円」に改める。

第 7 条中「100分の 2.1」を「100分の2.33」に改める。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 削除

第 9 条中「7,700円」を「9,500円」に改める。

第10条第 1 号中「6,000円」を「6,700円」に改め、同条第 2 号中「3,000円」を「3,350円」に改め、同条第 3 号中「4,500円」を「5,025円」に改める。

第11条中「100分の1.70」を「100分の2.30」に改める。

第12条を次のように改める。

第12条 削除

第13条中「8,700円」を「12,000円」に改める。

第14条中「5,000円」を「5,600円」に改める。

第28条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第 1 号中「18,200円」を「19,600円」に、「17,500円」を「13,790円」に、「8,750円」を「6,895円」に、「13,125円」を「10,342円」に、「5,390円」を「6,650円」に、「4,200円」を「4,690円」に、「2,100円」を「2,345円」に、「3,150円」を「3,517円」に、「6,090円」を「8,400円」に、「3,500円」を「3,920円」に改め、同条第 2 号中「27万円」を「275,000円」に、「13,000円」を「14,000円」に、「12,500円」を「9,850円」に、「6,250円」を「4,925円」に、「9,375円」を「7,387円」に、「3,850円」を「4,750円」に、「3,000円」を「3,350円」に、「1,500円」を「1,675円」に、「2,250円」を「2,512円」に、「4,350円」を「6,000円」に、「2,500円」を「2,800円」に改め、同条第 3 号中「49万円」を「50

万円」に、「5,200円」を「5,600円」に、「5,000円」を「3,940円」に、「2,500円」を「1,970円」に、「3,750円」を「2,955円」に、「1,540円」を「1,900円」に、「1,200円」を「1,340円」に、「600円」を「670円」に、「特定継続世帯 900円」を「特定継続世帯 1,005円」に、「1,740円」を「2,400円」に、「1,000円」を「1,120円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の西脇市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。